

答 申 の 概 要

件 名	平成 18 年度静岡県公立高等学校入学者選抜（後期選抜）学力検査の答案用紙に係る部分開示決定に対する異議申立て（諮問第 9 号）		
本件保有個人情報	平成18年度静岡県公立高等学校入学者選抜（後期選抜）学力検査の答案用紙		
主な非開示理由	条例第 17 条第 7 号（事務又は事業に関する情報）		
実 施 機 関	教育委員会（ 高校）		
諮 問 年 月 日	平成 18 年 6 月 19 日	答 申 年 月 日	平成 18 年 11 月 28 日
主 な 論 点	1 本件保有個人情報を開示することにより、受検者の間における公平を害するおそれがあるか。 2 本件保有個人情報を開示することにより、各校の序列化等の風評につながるおそれがあるか。		

審査会の結論

本件保有個人情報を開示することにより、受検者の間における公平を害するとは認められず、また、直ちに各校の序列化等の風評の形成を助長するとは認められない。

したがって、実施機関は非開示とした部分を開示すべきである。

審査会の判断

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、異議申立人の子に係る本件学力検査の答案用紙である。本件保有個人情報には、異議申立人の子による各設問への解答及び当該解答に対して異議申立人の子が受検した高校の採点者による評価に係る情報の記載が認められる。

2 条例の趣旨について

条例は、第 1 条において「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」をその目的とする旨を明示し、第 15 条において何人も実施機関に対してその保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる旨を定めるとともに、第 17 条において開示請求を受けた実施機関に対し、同条各号の規定する非開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に当該保有個人情報を開示しなければならない旨を定めている。

これは、条例の定める保有個人情報の開示請求制度が本人からの請求に基づき当該本人に保有個人情報を開示する制度であることから開示を原則とし、非開示とする範囲はより限定的に解釈すべきであることを明らかにする趣旨である。

3 条例第17条第7号該当性について

条例第 17 条第 7 号の規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かの判断に際しては、上記の条例の趣旨に照らし、開示することによる支障だけでなく、開示することによる利益も考慮しなければならない。したがって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、本件非開示部分には、高校の採点者が異議申立人の子による解答の特定の部分にアンダーラインを引くなどして、当該部分に着目して評価を行った旨の記載が認められるところである。これらの評価に係る情報から、高校の本件学力検査における採点基準についての推測がある程度は可能であると認められるものの、具体的な採点基準自体が判明する訳ではない。また、設問が毎年度異なる以上、各校における採点上の着目点等も当該設問に応じて毎年度異なるものと考えられることから、これらの評価に係る情報のみをもって他の受検者に比し特段有利となるとは考え難い。

また、各校に対する世間の評判は、各校の教育内容やその成果、卒業生の進路や進学者数等の多様な情報を基に形成されるのが一般的であって、本件学力検査の各校における採点基準の相違等に係る情報のみが当該評判の形成に影響を及ぼすとは考え難い。

よって、「審査会の結論」のとおり判断する。